

徳島県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

第3条 解釈及び運用

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の解釈及び運用の指針を定めたものである。

【解釈・運用】

前段は、公文書の公開を請求する権利が十分尊重されるように、実施機関は原則公開の立場に立って公開・非公開の判断を行うべきこと及び事務処理手続においても請求者の立場に立ち迅速に対応すべきことを定めたものである。

後段は、原則公開の立場で運用する制度の下でも、通常他人に知られたくない個人に関する情報（いわゆるプライバシー情報）については最大限の保護を要することから、特に配慮すべきことを定めたものである。

個人に関する情報については、条例第8条第1号により原則非公開の扱いとなるが、例外的に公開できる個人情報の範囲を定める同号ただし書の解釈及び運用については、本条後段の趣旨に沿って慎重に行うものとする。

第4条 適正な請求及び使用

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例により公文書の公開を請求するものの責務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「適正な請求に努める」とは、この制度が、請求の目的を問わずに請求の受付・決定等を行うものであることを前提としながらも、特定の部局が保有するすべての公文書の公開請求や行政機関の事務能力を減殺させることを意図する公開請求など明らかに条例の趣旨を逸脱するような請求（権利の濫用に該当するものを含む。）があり得るところから、請求者の責務として、条例目的に即した請求に努めなければならないことを明文化したものである。

なお、条例目的に即さない、適正な請求ではないものは、権利の濫用に該当する場合があります。この場合は「不適法であって、その不備を補正することができない」（第7条第1号）ものに含まれ、これを拒否することができる（第12条第3項）。この取扱いの適用については、「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準」（令和8年5月15日制定・同日施行。以下「権利濫用運用基準」という。）による。

- 2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例によって得た情報を社会通念上の良識にしたがって用いなければならない、いやしくも他者の権利や利益の侵害その他この条例の目的に反した使用をしてはならないことをいう。

第6条 公開請求の方法

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の件名その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求書の記載事項等の請求手続及び記載に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開請求書（第1項）

(1) 公文書の公開請求は、請求者の権利の行使として、公開決定という行政処分を求める申請手続であり、また非公開決定等の場合には審査請求等の対象となる重要な手続であることから、事実関係を明確にしておく必要があり、書面によることとしている。したがって、口頭、電話による請求は認められず、原則として請求書を受付窓口に提出して行うこととなるが、文書の特定がされていれば郵送、ファクシミリ、電子申請等で行うことも可能である。

(2) 本項各号に定める事項は、請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、不適法な請求となって条例第7条の規定により公開請求の拒否決定を行うこととなる。ただ、運用として、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求めることとする。

【徳島県情報公開条例施行規則 第4条】

条例第6条第1項の請求書は、様式第1号によるものとする。

2 公開請求書の補正（第2項）

(1) 「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、記載事項が不十分な場合を含む。

ただ、請求の対象となる文書が公文書に該当しない場合や請求対象文書を保有していない場合は、当該記載は「形式上の不備」には当たらない。このような場合は、請求を受け付けた上で、第7条の規定により公開請求の拒否処分を行うことになる。

- (2) 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするために社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して判断することが必要である。

本項の規定によって実施機関に補正を求める法的義務が生ずると解するのは適当でないが、第7条が、公開請求の拒否処分ができる場合を「公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき」と定めていることから、形式上の不備の補正が可能な場合には、補正を求める運用とする。

- (3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、公開請求手続の実態として、請求者において対象となる文書を特定することが困難な場合が予想されるため、実施機関に対し参考情報を提供する努力義務を課すことにより、制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第4 公開請求の手続

3 請求書の補正

請求書に不備があれば原則として受付窓口で補正を求める運用とするが、その場で補正できない場合や郵送、ファクシミリ、電子申請等による請求などの場合には、補正通知書（様式第1号）により補正を求める取扱いとする。なお、補正の際には、請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする（条例第6条第2項）。

ただ、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても補正がなされない場合には、請求書をそのままの形で受け付けた上で請求拒否決定を行うこととなる。

第7条 公開請求の拒否

(公開請求の拒否)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求を拒否することができる。

- (1) 公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。
- (2) 公開請求に係る公文書を保有していないとき。
- (3) 請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をしたとき。

【趣旨】

本条は、一定の場合には、公開を求められた文書について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

従来、請求に係る文書が不存在の場合や請求自体が要件を満たしていない場合、請求を不受理とし、その旨を通知する取扱いとしていたが、公文書公開審査会の答申では、文書不存在など一定の事由に該当する場合には当該請求を拒否できる旨の規定を新たに設けるとともに、これを行政処分として位置づけ、救済手続の対象となることを明確にするよう求められた。本条は、この答申をふまえて設けたものである。

一般に、公開請求があれば、実施機関は、対象文書に記録された情報が第8条各号に定める非公開情報に該当しない限り請求に係る公文書を公開すべき義務を負うが、本条は、この例外として実施機関が公開義務を免れる場合を規定し、対象文書に記録された情報が非公開情報に該当する場合の非公開決定とは別に、請求自体を拒否する行為を新たに行政処分と位置づけ、立法化したものである。

したがって、本条による請求拒否処分には理由の提示が必要となり、また審査請求に係る教示も行わなければならない。

本条に基づく処分に対し審査請求があった場合は、処分庁又は審査庁は、公開・非公開の決定に審査請求があった場合と同様に、原則として徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て裁決を行わなければならないこととなる。

1 「公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。」

公文書を特定していない請求、必要的記載事項を記載していない請求、権利の濫用に該当する請求などが考えられる。

「その不備を補正することができないとき。」には、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間内に補正がなされなかった場合を含む。

なお、権利の濫用の認定は、権利濫用運用基準別紙に示す3つの類型及びそれぞれの請求事例を参考に請求の態様、請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断した上で、実施機関の業務を混乱又は停滞させることを目的とする等公

開請求権の本来の目的を著しく逸脱する場合に行うものとされている（権利濫用運用基準の二の二の(1)）。このように、権利の濫用は極めて慎重かつ厳格な基準によって認定されることからすれば、ひとたび認定された「権利の濫用」という「実質上の不備」は、既に「補正することができない」段階にあるものと解される。

2 「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」

当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などが考えられる。

3 「請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をしたとき。」

次のような場合が考えられる。

(1) 請求に係る文書が、第2条の定義による「公文書」に該当しない文書である場合

ア 組織として用いる文書ではなく、職員の個人的な資料である場合

イ 不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものである場合

ウ 徳島県公文書等の管理に関する条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等に該当する場合

エ 図書館等において、その設置目的に応じて管理されているものである場合

(2) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に作成又は取得された、決裁供覧文書以外の組織共用文書又は電磁的記録（データベースを除く。）である場合（附則第2項第1号）

(3) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に議会の職員が作成又は取得した公文書である場合（附則第2項第2号）

(4) 請求に係る文書が、平成14年4月1日前に公安委員会及び警察本部長の職員が作成又は取得した公文書である場合（附則第2項第3号）

(5) 請求に係る文書が、平成17年11月1日前に公社の職員が作成又は取得した公文書である場合（平成17年条例第99号附則第2項）

(6) 請求に係る文書の公開が、第18条の規定により他の制度との調整措置の対象となっている場合

(7) 請求に係る文書が、第30条の規定によりこの条例の規定が適用されない文書である場合

第8条 公文書の公開義務

(公文書の公開義務)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合（前条各号に該当するときを除く。）には、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を定めたものである。

【解釈・運用】

1 基本的考え方

実施機関は、原則公開の立場に立って、その保有する公文書を公開するものであるが、これらの文書に記録されている情報の中には、公にすることによって個人・法人の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なうおそれのあるもの等がある。

このため、この条例では、公開することの利益と公開しないことの利益とを比較衡量した上で、公開しないことに合理的理由のある情報を「非公開情報」としてできる限り明確に定め、実施機関は、請求に係る公文書に記録されている情報がこの非公開情報に該当しない限り、公開しなければならないこととしている。

2 守秘義務と非公開情報との関係

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務が公務員としての服務規律を規定するものであるのに対して、本条に規定する非公開情報は、公開請求を受けて実施機関が行う公開・非公開の判断の基準を定めるものであって、両者はその趣旨目的を異にするものである。

ただ、本条に規定する非公開情報に該当しないとしてこの条例により公開された情報は、少なくとも守秘義務の対象となる秘密には当たらないと解せられる。

3 非公開情報の取扱い

公開請求のあった公文書に本条各号に規定する非公開情報が記録されていない場合の実施機関の公開義務は規定しているが、非公開情報が記録されている場合の非公開義務については、明文の規定は設けていない。しかし、第10条（公益上の理由による裁量的公開）の規定の反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は公開してはならないこととなる。

4 他の制度による公開や任意の情報提供との関係

(1) 法令等の規定により公開手続が定められている場合

ア 法令等の規定により何人にも公開することとされている場合

法令等の規定により何人にもこの条例に定める方法と同一の方法で公開することとされている場合には、当該法令等による手続が優先され、その限りでこの条例は適用されない。（条例第18条参照）

イ ア以外の場合

法令等の規定により公開手続が定められているが、対象者を限定していたり、一定の場合は公開しないなど何らかの限定が付されている場合には、当然には当該法令等による手続が優先されることにはならず、当該手続をとるかこの条例による公開請求手続をとるかは請求者の任意となる。

(2) 法令等の規定に基づき関係機関から情報の提供が求められる場合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項の規定による議会からの書類等の検閲の要求、同法第245条の4第1項の規定による各大臣からの資料提出の要求、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条の規定による公営住宅の事業主体からの書類閲覧の要求、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定による弁護士会からの必要事項の報告、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による捜査関係事項の照会等のように、法令等の規定に基づいて関係機関から資料の提出等を求められた場合、その対応はこの条例の定めるところではなく、当該法令等の規定の趣旨目的に沿い、個別に判断するものとする。

(3) 個々の事務事業の実施に当たって情報を提供する必要がある場合

この条例による公文書の公開は、権利としての公開請求について具体的な手続等を定めたものであり、個別の事務事業の遂行上従来から行っている情報の提供を直接規律するものではない。したがって、条例の規定について、情報提供する際の参考とすることはともかく、情報提供を禁止又は制限する根拠とするような解釈は適当でない。

個々の事務事業の実施に当たっての情報の提供の要否については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務の範囲で、当該事務事業の趣旨目的に即し個別に判断されるべきものである。

なお、県民の情報ニーズに対応するため、この条例では、情報提供に関する施策の拡充について実施機関の努力義務を定めている。（第25条参照）

第8条第1号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

【趣旨】

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 プライバシーとの関係

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、現在具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用したものである。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報を類型化し、列記したものである。

2 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員たる個人の活動に関する情報など幅広い情報がこれに含まれる。

また、個人には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれる。

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

個人に関する情報であっても、例えば個人商店の取引先等の情報は、法人等に関する情報と同様の要件により非公開事項の該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。ただ、これらの情報の中には個人情報に該当すると思われるものもあるので、本号から除外すべきものとしては、純粋に企業の事業情報と同視できるものに限られる。

4 「氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

この意味する範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

個人が識別される代表的な情報は氏名、生年月日であるが、これ以外にも例えば、住所、電話番号、役職名等多くのものがあると思われる。氏名以外の記述で、単独では必ずしも特定個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報が組み合わせられることにより特定個人が識別され得ることとなる場合があることに留意する必要がある。

この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

この判断に際しては、第3条後段に規定するこの条例の解釈運用指針（通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。）を十分ふまえ、当該個人情報の性質や内容等に応じて個別に適切に判断するものとする。

なお、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」の部分には、「その他の記述等」の内容を明確にするものであり、電子情報のほか再生機器を用いなければ知覚し得ない録画テープや録音テープ、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、また、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も含まれる。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項第1号と異なり、個人識別符号についても「その他の記述等」に含まれる。個人識別符号については、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号と同義である。

5 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利

利益を害するおそれがあるもの」

公文書の中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、特定の個人を識別することはできないが個人の人格に密接に関連したり、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれのあるものがあることから、これらの情報も補充的に非公開情報として規定したものである。

6 本号の個人情報から除かれるもの

(1) 「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(本号イ)

ア 「法令若しくは他の条例の規定により」とは、法令(法律、政令、省令その他国の行政機関の命令等をいう。)又は他の条例の規定であって、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由等によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、次のようなものがあげられる。

① 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人が了承し、又は公表を前提として提供したもの

② 当該個人が作成した情報であって、既に公表されているもの

③ 公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているもの

④ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、公益上の必要性により、従来から請求に応じて公開がなされているもの

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(本号ロ)

この規定は、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものである。

公開することの利益とそれによって害される個人の権利利益との比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また人の生命、健康等の保護の必要性の程度にも差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この規定により公開しようとする場合には、決定前に当該個人に意見照会することが義務づけられている。(第16条第2項参照)

(3) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」(本号ハ)

旧条例では、公務員の職務に関する情報についての明文規定は設けていなかったが、「事務事業の執行上又は行政の責務として、住民からの請求があれば公開することが予定されているもの」と解釈し、これらの情報については、個人識別情報の原則非公開規定の例外として取り扱ってきたところである。

本号ハの規定は、これを明文化したものであり、どのような地位にある(「職」)、誰(「氏名」)が、どのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨である。

ア 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

イ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号への対象となる情報には当たらない。

ウ 「（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合）」

公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合や別の規程等において氏名を公開しないこととされている場合（職員の懲戒処分に関する公表基準等）などが考えられるが、この場合において、個々の事案における「氏名を公開することの公益性」と「それによって不当に害されるおそれのある当該公務員等の権利利益」を比較検討し、公開・非公開の判断をすべきものである。

エ 「（公安委員会規則で定める職の職員）」

警察職員については、その職務の特殊性により、公開することにより当該職員又はその家族などに不利益を与えたり、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める職の職員についてはその氏名を公開しないものである。

7 本人からの公開請求

この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。

したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるものであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

なお、このことは、事務事業の必要性により従来から実施機関の判断で行っている情報提供（個別的な必要性に応じ当該個人に関する情報を本人に提供すること）を禁止しようとするものではない。

また、実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報については、個人情報保護法（議会にあっては、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年徳島県条例第56号）に基づき開示請求を行うことができる。

第8条第1号 個人に関する情報

(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護を徹底するため、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「行政機関等匿名加工情報」

「行政機関等匿名加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報を意味する。

(1) 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

ア 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により

- 意見書の提出の機会を与えること。
- (3) 行政機関等の事務及び事業の適性かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 2 「行政機関等匿名加工情報ファイル」
「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) ①に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
 - 3 「個人情報ファイル」
「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第8条第2号 法人等に関する情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「法人その他の団体」

「法人」とは、営利を目的とする株式会社等の営利法人のほか、民法の規定による公益法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利法人等をいい、「その他の団体」とは、法人格は有しないが団体としての規約及び代表者の定めのあるものをいう。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業に関する一切の情報（ただし個人情報と認められるものを除く。）をいう。

3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断することとするが、その例としては次のようなものが考えられる。

(1) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの（例）

ア 生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの

イ 経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるもの

ウ 宗教法人の活動状況のうち信教の自由に関わる情報など、公開することにより事業者の社会的活動の自由又は社会的評価を害するおそれのあるもの

(2) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの（例）

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 事業者自身が自ら公表し、又は公表されることを前提としている情報

ウ 情報が加工され、個別の事業者が識別できなくなっているもの

4 ただし書

本号のただし書は、第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

なお、この規定により公開しようとする場合には、決定前に当該法人等又は事業を営む個人に意見照会することが義務づけられている。（第16条第2項参照）

第8条第3号 審議、検討又は協議に関する情報

(3) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間」

「県の機関」とは、知事をはじめとする執行機関（附属機関も含む。）、議会など県のすべての機関を指し、「国の機関」「他の地方公共団体の機関」についても同様である。これらに加え、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社について、それぞれの機関等の内部又は他の機関等との相互間という意味である。

- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関等における意思決定は、協議や打合せを積み重ねた上でなされるのが通常であり、その過程においては、例えば原案作成前のフリートーキングに近い形のものから一定の責任者の段階での意思統一のための打合せ、有識者等外部を交えた審議、検討などさまざまな形のもものが想定されるが、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

- 4 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実確認が不十分な情報など、そのまま公開したのでは県民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせることとなるような場合をいう。これは、行政の適正な意思決定そのものを保護しようとするものではなく、情報が公開されることによって県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

統一的に公にする必要のある情報について、公表前の検討段階で一部の者がその情報を入手した場合のように、当該情報の入手により不当に利益を得たり、その結果特定の者が不利益を被るおそれのある場合を想定したもので、事務事業の公正な遂行と県民への不当な影響の防止を保護法益としている。

6 「不当に」

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であることをいう。

7 意思決定後の取扱い等

行政としての意思決定が終了した後は、一般的には、検討に係る情報を公開しても当該意思決定そのものに影響が及ぶことはないと考えられるが、本号の該当性の判断に当たっては、次のような要素も考慮しなければならないケースがあることに注意する必要がある。

- (1) 当該意思決定が重層的、連続的な一連の意思決定の一部であるような場合、全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」にあつては、当該意思決定がなされた後でも、その過程を公にすることにより、今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見交換が阻害されるおそれがあるかどうか
- (3) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」にあつては、当該意思決定が終了しているかどうかにかかわらず、請求があつた時点において、当該意思決定に係る情報を公にすることによりこれらの事態が惹き起こされるおそれがあるかどうか

なお、専門的検討を経た客観的・科学的データ等が審議、検討に付されたような場合、当該審議、検討そのものは本号に該当する場合であっても、必ずしも当該データを含め全体として本号に該当するとはいえないケースもあることに留意する必要がある。

第8条第4号 事務又は事業の遂行に関する情報

- (4) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示として列挙したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これ以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象になる。

1 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断について実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であ

る。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 「監査、検査、取締り又は試験」

これらの事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価・判断を加えて一定の決定を伴うことがある事務である。

指導監査、立入調査、各種の取締り、試験の実施等のほか各種の監視、巡視等の事務が含まれる

4 「契約、交渉又は争訟」

これらの事務は、いずれも利害関係の異なる相手方の存在を前提とし、相手方との関係において所期の結果を得ようとする事務である。

なお、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が当事者となるものに限られる。

5 「調査研究」

「調査研究」とは、工業技術センターや農林水産総合技術支援センター等の試験研究機関において行われる調査研究を意味している。それ以外の一般の行政事務に関し行われる調査研究については、それぞれの事務の適正遂行という観点から判断され、またその過程の情報については、第3号の「審議、検討又は協議に関する情報」の問題として判断されることとなる。

6 「人事管理」

「人事管理」とは、職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理に関することをいう。

7 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業」

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける企業等をいう。）、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方でその正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれのあるものを非公開とする趣旨である。

ただし、正当な利益の範囲の判断に際しては、その公的性格に照らし、私企業等と比べより強い公益上の観点からの判断が必要となる。

第8条第5号 犯罪の予防等に関する情報

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共の安全と秩序の維持の代表例であり、本号の対象を刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備、交通規制等の、一般的に公にしても犯罪予防等に支障が生ずるおそれのないいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第4号の「事務又は事業の執行に関する情報」の問題として判断されることとなる。

(1) 「犯罪の予防」

刑事犯、行政犯を問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのある情報の中には、犯罪を誘発するおそれのある情報も含まれる。

(2) 「犯罪の鎮圧」

犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

(3) 「犯罪の捜査」

捜査機関が犯人を発見し、身柄を確保し、また証拠を収集し、保全する活動をいう。

(4) 「公訴の維持」

公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う主張・立証、公判準備などの活動をいう。

(5) 「刑の執行」

刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、拘禁刑、罰金等を執行することをいう。

これらのほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報は、本

号に該当する。

- 2 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
公共の安全と秩序の維持に関する情報については、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。
- 3 本号に該当する情報は、そのほとんどが捜査機関の作成・取得に係るものであると思われるが、捜査機関以外の実施機関が作成又は取得した文書でも、例えば捜査事項照会（回答）文書、火薬や毒物・劇物、麻薬・覚醒剤に係る文書等の中には本号に該当するものがあり得ることに注意する必要がある。

第8条第6号 非公開を条件とする任意提供情報

(6) 県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、任意の情報提供者との信頼関係を保護することによって県及び公社の情報収集能力を確保する観点から、非公開を条件とする任意提供情報であって当該条件を付することが合理的であるものを非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

県並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の事務事業を円滑に執行するためには、その前提としてさまざまな情報を必要とするが、法令等により情報収集が担保されている場合は限られており、必要な情報の相当の部分が県民からの任意の情報提供によっている。これらの情報のうち公開しないことを条件として取得したものについては、条件に反して県及び公社が一方的に公にすれば、相手方との信頼関係を著しく損ない、ひいては県及び公社の将来の情報入手を困難にすることが予想される。したがって、このような情報が記録された公文書は非公開とするものである。

なお、国の情報公開法ではこれらの情報を「法人等の情報」の類型の一つとして規定しているが、この条例では情報提供者に個人を含め、独立した非公開項目としている。

1 「県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けて」

県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けずに提供された情報は、含まれない。しかし、相手方からの提供の申出に対し、県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社が行政上の必要性を認め、情報提供に伴う非公開の条件を合理的であるとして受諾した上で提供を受けたような場合には、含まれ得る。

2 「公にしないとの条件で」

県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の側から非公開条件を提示して提供を求める場合も、情報提供に際して相手方から非公開条件が提示される場合もあると思われるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

また、当該条件は明示のものに限られるわけではないが、情報提供を受ける際の運用としては、できる限り明示しておくことが望ましい。

3 「任意に提供されたもの」

法令等の根拠に基づいて提出されたものではなく、相手方の協力により提出されたものをいう。

4 「個人又は法人等における通例として」

相手方の個別具体的な事情ではなく、相手方の属する地域や業界等の状況に照らし、客観的にみて通常その取扱いがなされることをいう。

5 「当時の状況等」

当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じその後の変化も考慮する余地を残す趣旨である。非公開条件が付されている場合であっても、その後公にされたような場合や判断の時点において当該条件が意味を持たなくなった場合には、本号には当たらない。

6 非公開の条件が付されていても、その条件を付することが合理的であると認められない場合には本号に該当せず、当該情報が他の非公開情報にも該当しない場合には、公開されることとなる。

なお、この場合には、公開決定に先立ち、当該情報を提供した者に意見照会するよう努めなければならないとする努力義務が規定されている。（第16条第4項参照）

第8条第7号 法令等又は国の機関の指示等による非公開情報

(7) 法令等の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示等により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、実施機関に対する法的拘束力の観点から、法令等及び国の機関からの指示等により公にすることのできないとされている情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「法令等」

「法令等」とは、法令若しくは他の条例をいう（第8条第1号イ参照）。

「法令」とは、法律、政令、省令その他国の行政機関の命令等をいい、「条例」には当該条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。

2 「法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示等」

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が示されており、実施機関が従う義務のあるものをいう。

これに該当するものとしては、例えば、地方自治法第245条の7の規定による各大臣からの是正の指示などがある。

なお、「指示等」としたのは、本号の対象となる国の機関の行為が、地方自治法第245条第1号に規定する指示だけではないことを明らかにするためである。

3 法定受託事務に係る処理基準との関係

地方自治法上、各大臣は、所管する法定受託事務の処理について、都道府県が当該事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができると規定されている（地方自治法第245条の9）。

この処理基準は、法定受託事務の全国的な統一を図る必要から最小限度で定めることができるかとされているが、それ自体には法的拘束力はないと解せられている。

したがって、処理基準で公にしてはならない旨が示されている場合、直ちに本号に該当するものとは解せられないが、当該処理基準の趣旨を十分検討しながら、他の号（審議、検討又は協議に関する情報、事務又は事業の執行に関する情報など）の該当性を含め慎重に判断する必要がある。

第9条 部分公開

(部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が含まれている場合における実施機関の部分公開義務等を定めるとともに、前条第1号に規定する「個人に関する情報」について、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことのできる場合の部分公開義務等を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公文書の一部に非公開情報が含まれている場合の部分公開（第1項）

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

公文書の中の公開部分と非公開部分との区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、「容易に区分して除くことができるとき」には該当せず、実施機関の部分公開義務は生じないことを明らかにしたものである。

特に、電磁的記録を公開する場合には、区分して除くことの容易さが問題となる。録音テープや録画テープに記録された音声や映像のほか、コンピューター媒体の中にも公開部分と非公開部分との分離が既存のプログラムでは行えない場合があると考えられるが、このような場合は「容易に区分して除くことができるとき」には該当しない。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第8 公開の実施

3 公開の実施

ア 文書、図画又は写真

(1)～(2) 略

(3) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

① 非公開部分とそれ以外の部分がページ単位で区分できるときは、非公

開部分に係るページを除くことで対応する。

- ② 非公開部分とそれ以外の部分が同一ページに記録されているときは、非公開部分を黒いカバーテープ等で覆って写しを作成するか、いったんそのまま複写した上で非公開部分を塗りつぶし、それをさらに複写することによって写しを作成する。

イ ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録

(1) 略

(2) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

この媒体で非公開部分とそれ以外の部分が記録されている場合、非公開部分を区分して除くことは技術的に困難であると思われるため、部分公開はできないと考えられる。

ウ 映像又は音声を記録したものの以外の電磁的記録

(1)～(2) 略

(3) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

この媒体で非公開部分とそれ以外の部分が記録されている場合、用紙に出力したものについて、前記ア(3)に掲げる方法により非公開部分を除いたものを作成し、これを閲覧に供し、又は交付するものとする。ただし、現有の機器及びプログラムで容易に非公開部分を区分して除くことができる場合は、当該機器を用いて複写したものを交付することができる。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」

非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている内容が、公開しても意味がないと客観的に認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字や数字の羅列となる場合、単に様式だけとなる場合等である。

なお、残りの部分に記載された情報が有意なものであるかどうかの判断は、請求者の主観的意図との関係によって判断すべきものではなく、社会的常識に照らし客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分公開（第2項）

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（住所、氏名等）とその他の部分（当該個人意思表示、行動記録等）から成り立っているが、第8条第1号の規定により、その全体が一つの非公開情報として取り扱われるものである（同号ただし書に該当する場合を除く。）。

ただ、これらの情報のなかには、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を公開しても個人の権利利益の観点から支障が生じないものもあるので、このような場合には部分公開ができるよう、個人識別情報についての特例を設けたものである。

個人を識別させる部分を除外することにより誰に関する情報かがわからなくなれば、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなると考えられるが、カルテや作文など個人の人格に密接に関連する情報や個人の未公表の論文などのように、氏名等を削除しても公開することによって個人の権利利益が害される場合があり、この判断に際しては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない（第3条後段参照）。

第10条 公益上の理由による裁量的公開

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第8条第1号の2及び第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、その裁量により公開できることを定めたものである。

【解釈・運用】

この条例に規定する非公開情報は、それぞれ公開による利益と不利益とを衡量した上で公開することができないものとして規定されており、実施機関が恣意的な判断で公開することは許されないと解される。

ただ、非公開情報に該当する情報であっても、非常に特殊な場合においては、公開することの利益が非公開とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得るので、このような場合には実施機関の高度な行政的判断により公開することができるものとするものである。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

第8条各号の非公開情報の規定には、その判断に際して、当該規定により保護する利益と公開することの公益性との比較衡量が求められるものがある（第1号ロ、第2号ただし書、第3号の「不当に」の解釈、第4号の「適正な執行」の解釈など）。

本条では、これら各号の枠組みでの比較衡量では非公開情報に該当すると判断される場合を前提としており、その枠組みを超えた高次の判断で公開が可能となる旨を規定したものである。

しかしながら、その認定において、個別の請求者の属性や請求に至った事情、当該情報の利用目的などこの制度で問うことをしてはならない要素を加味することは許されないと解される。

2 「当該公文書を公開することができる。」

公開することの公益性の認定について、実施機関の裁量を認める趣旨である。

なお、行政の裁量による一般的な情報提供は行政サービスにとどまるのに対し、本条に基づく裁量による公開決定は行政処分としての性格を有し、第三者等からの審査請求や行政訴訟の対象となる。

また、第三者に関する情報を本条によって公開しようとする場合には、公開決定に先立ち、当該第三者に意見照会することが義務づけられている。（第16条第2項参照）

3 「行政機関等匿名加工情報に関する非公開情報」の除外

第8条1号の2に規定する行政機関等匿名加工情報に関する非公開情報を裁量的に開示することは、行政機関等匿名加工情報の制度の趣旨に反するため、禁止している。

4 「法令等又は国の機関の指示等による非公開情報」の除外

第8条第7号に規定する法令等又は国の機関の指示等による非公開情報については、実施機関の裁量の余地のないものであることから、本条の対象とはしていない。

第11条 公文書の存否に関する情報

(公文書の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と回答するだけで各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合をいう。

本条の対象となるような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求は、第8条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定個人の病歴に関する情報
- (2) 特定企業の特殊な技術を用いた設備投資計画
- (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報
- (4) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定

2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」

第7条の規定による請求拒否処分と同様、本条による請求拒否も行政処分と位置づけられ、請求を拒否する理由や審査請求の際の教示の記載が必要となるが、理由については、当該公文書の存否を明らかにすることによりどの非公開情報を明らかにすることになるのか、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

また、文書が存在していなければ不存在とし、存在しておれば存否応答拒否とするような取扱いは、請求者に文書の存否を類推させてしまうので、本条に該当する情報については、常に存否を明らかにしないで請求を拒否することが必要である。

第12条 公開請求に対する決定等

(公開請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第7条又は前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する処分の類型に応じ、実施機関の応答の形態及びその義務を定めたものである。

徳島県情報公開条例に基づく公文書公開請求は、徳島県行政手続条例第2条第1項第5号に規定する申請に該当し、部分公開決定、非公開決定及び公開請求拒否決定の通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づく教示を書面により行うことが必要である。

このうち、理由の提示については、根拠条項を示すだけのものや、抽象的、一般的なものでは不十分であり、申請者において拒否の理由を明確に認識し得る程度に示すことが必要である。

【解釈・運用】

実施機関は、公開請求があった場合は、本条に規定する決定のいずれかをしなければならない。

1 公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（第1項）

(1) 公開決定

公文書の全部を公開する旨の決定である。

(2) 部分公開決定

第9条の規定により公文書の一部を非公開とし、残りの部分を公開する旨の決定である。この場合、公開しない部分については、上記のとおり、非公開とする理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

非公開とする理由については、根拠規定に加え、少なくとも公文書中のどのような情報をどのような理由で非公開としたのかを具体的に記載をする必要があり、例えば、条例第8条第1号に該当する情報を非公開とする場合、非公開とする部分及び理由について、それぞれ「個人の氏名及び住所」「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるた

め」などの記載が考えられる。

また、条例第8条第2号に該当する情報を非公開とする場合には、非公開とする部分及び理由について、それぞれ「法人代表者の印影」「法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」などの記載が考えられる。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第1項】

条例第12条第1項の規定による通知は、公文書の全部を公開するときは公文書公開決定通知書（様式第2号）により、公文書の一部を公開するときは公文書部分公開決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 公文書の全部を公開しない旨の決定（第2項）

(1) 非公開決定

公文書の全部を非公開とする旨の決定である。

公開請求の対象となった公文書が存在することを前提とし、当該公文書に記録された情報が第8条各号に規定する非公開情報に該当するとともに、第9条に規定する部分公開ができない場合に限られる。

この場合、部分公開決定の場合と同様、非公開とする理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

(2) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第2項】

条例第12条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 公開請求を拒否する旨の決定（第3項）

(1) 公開請求拒否決定

公開請求の対象となった公文書に記載された情報の公開・非公開を判断する前の段階において、請求自体を拒否する旨の決定である。

本条第1項及び第2項の決定とは異なり、公開請求の対象となった公文書に記載された情報内容に着目するのではなく、請求自体の在り方や対象文書の存否（第7条による請求拒否）又は請求に応答することの是非（第11条による請求拒否）に着目して行われるものである。

部分公開決定の場合と同様、請求を拒否する理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

公開請求を拒否する理由について、例えば、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合には、「当該公文書の存否を答えること自体が〇〇の有無を明らかにすることになり、徳島県情報公開条例第8条第〇号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない。」などの理由を記載することになる。

また、開示請求に係る公文書が不存在のときに請求拒否の決定を行う場合には、「当該公文書は～（文書の性質・不存在の事情等を記載）のため、実施機関では作成及び取得しておらず、保有していない」「当該公文書は、平成〇〇年度に作成された〇年保存の公文書であるため、平成〇〇年に廃棄済みであり、現在は保有していない」などの理由を記載することになる。

また、権利の濫用により請求を拒否する場合には、「当該公開請求は～（請求の態

様、請求に応じた場合の実施機関の業務への支障、県民一般の被る不利益等のほか、権利濫用運用基準別紙に示す3つの類型及びそれぞれの請求事例に該当する場合はその旨を丁寧に記載) のため、権利の濫用に該当し、不適法であって、その不備を補正することができない。」などの理由を記載することとなる。

(2) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第3項】

条例第12条第3項の規定による通知は、公文書公開請求拒否決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

第13条 公開決定等の期限

(公開決定等の期限)

第13条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求を受けて実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開決定等を行うべき原則的期限（第1項）

(1) 「公開請求があった日から起算して15日以内」

「公開請求があった日」とは、公開請求書が実施機関の窓口に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

本項による期限は実施機関が決定を行うべき期限であり、公開請求者に対する通知の到達日が当該期間内であることまでを要求しているものではないが、実施機関は、決定を行ったときは速やかに第12条各項に規定する通知を行うものとする。

(2) 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が県の休日に当たるときは、民法（明治29年法律第89号）第142条の規定が適用され、その翌日が期間の満了日とされる。

2 延長可能な期間（第2項）

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

実施機関が誠実に努力しても第1項の期間内に公開・非公開等の決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合が考えられる。

ア 一度に多くの種類又は量の請求があり、対象となる公文書の特定及び検索に日時を要するとき

イ 公文書の内容が複雑多岐にわたり、公開・非公開等の判断が困難であるとき

ウ 公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴取するため相当の日数が必要とされるとき

エ 天災等の発生、緊急を要する業務処理など、その処理のため担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じているとき

オ 年末年始又は祝日等が重なり執務ができないとき

(2) 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限である15日を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、公開請求があった日から起算して60日以内に処理すればよいことになる。

なお、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第6条】

条例第13条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

第14条 公開決定等の期限の特例

(公開決定等の期限の特例)

第14条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合について、公開決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

公開請求に対し、第13条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、その期間内に処理しようとする、請求を受けた組織の事務の遂行に通常生じる支障の程度を越えた業務上看過できない支障が生じるおそれのある場合を意味する。

「公開請求に係る公文書が著しく大量」であるかどうかは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量と公開・非公開等の検討に要する業務量だけによるわけではない。事務処理を担当する実施機関の事務処理体制、他の公開請求の集中状況、所掌業務の繁忙の状況などもふまえて判断されるものである。

- 2 「公開請求に係る公文書のうちの相当の部分」

実施機関が通常60日以内に処理することができる分量を意味する。著しく大量な公文書の請求であっても、実施機関は、当該請求が権利濫用に該当する場合を除き誠実に対応しなければならないが、60日以内に処理できる量については当該期間内に公開決定等を行わなければならない。

- 3 「残りの公文書については、相当の期間に公開決定等をするに足りる。」

実施機関は、対象となった大量の公文書について、ある程度のまとまりごとに、早く審査の終了したものから順に公開決定等を行うことが望ましい。

「相当の期間」とは、当該残りの公文書を処理するのに要する合理的な期間をいい、個別の事案に応じて、請求を受けた組織の通常業務の遂行に著しい支障を及ぼさない限度で必要な期間を設定するものとする。

- 4 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第7条】

条例第14条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

5 事務の流れ

本条を適用する場合の事務の流れは次のとおりである。

- ① 公開請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 公開請求のあった日から起算して60日以内に、相当の部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。
- ③ ②の通知において指定した日時に公開を実施する（②の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。
- ④ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。
- ⑤ ④の通知において指定した日時に公開を実施する（④の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。

第17条 公開の実施

(公開の実施)

第17条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書を公開することにより当該公文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、第9条の規定により公文書の一部を公開するときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開を行うことができる。

【趣旨】

本条は、公開決定に係る公文書の公開について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開の実施

【徳島県情報公開条例施行規則 第10条】

公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書をていねいに取り扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求1件につき1部とする。

2 公文書の公開の方法

(1) 文書、図画及び写真

閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録

「その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」

【徳島県情報公開条例施行規則 第11条】

条例第17条第2項の規定により知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の公開の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

3 「その他相当の理由があるとき」

公開することにより当該公文書を汚損又は破損するおそれがあるとき、第9条の規定

により部分公開を行うときのほか、原本を提示しないことに正当な理由のある場合をい
い、次のような場合が考えられる。

- (1) 原本を日常業務で使用する必要があり、閲覧等に供すると当該業務に支障が生ずる
とき
- (2) 歴史的、文化的価値がある公文書などで、特に慎重な取扱いを要するとき

第18条 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第18条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令等により公文書の公開が制度化されている場合の本制度との調整措置を定めたものである。

【解釈・運用】

1 「何人にも」

本条の調整措置の対象となる法令等の規定は、公文書が何人にも公開するとされているものに限るものである。

公開を受けられる者が利害関係者など特定の者に限られている場合は、この条例による公文書公開制度が並行的に適用されることとなり、どちらの制度を利用するかは請求者の任意となる。この条例による公文書公開制度により公開請求がなされた場合は、当該法律による規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書に記録されている情報が第8条各号に該当するか否かを個別に判断するものとする。

2 「前条第2項に規定する方法と同一の方法」

文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法（施行規則第11条参照）と同一である場合に限って、当該同一の方法による公開を行わないとする趣旨である。

例えば、ある法律において何人にも閲覧による公開ができる旨規定されている場合、当該公文書について閲覧による公開を求められたとしても、当該法律が優先されこの条例による公開は行われませんが、写しの交付を求められた場合は、この条例の手続によることとなる。

3 「当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるとき」

法令等の規定において、何人にも公文書の公開をすることとされているものの、一定の場合には公開をしない旨の定めがある場合には、本条の規定による調整措置の対象とはならない。

一定の場合には公開をしない旨の定め例

- (1) ……正当な理由がなければこれを拒むことはできない
- (2) ……おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる

4 「法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして」

「縦覧」とは、個々人に文書の内容が明らかにわかるように示し、見せるものであり、閲覧と同視できる公開の形態であることから、第17条第2項に規定する閲覧とみなすこととしたものである。

附 則
この審査基準は、令和8年5月15日から施行する。